
第16回 富山市景観まちづくり審議会 議事概要

【日時】 令和3年11月26日（金）9：30～11：00

【会場】 富山県民会館 611号室

【出席者】 ○委員 12名
○事務局 9名

【会議次第】 1 開 会
2 報 告
富山市景観計画の改定について
3 閉 会

【議事要旨】

- 事務局 出席委員について報告いたします。現在、委員13名のうち、12名の委員にご出席いただいておりますことをご報告いたします。
- 会議中の発言につきましては、事務局の者がマイクをお持ちしますのでそれをご使用いただきますようよろしくお願いいたします。
- それでは、お手元の会議次第に従いまして進めさせていただきます。
- 富山市景観まちづくり条例施行規則第20条により、これ以降の議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。最初に会議録の署名委員を指名していただいた後、議事の進行をお願いいたします。
- 会長よろしく申し上げます。
- 会長 皆さんおはようございます。規定に基づいて進行させていただきます。
- 会議録の署名は、二人の委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 委員 はい。
- 会長 よろしく申し上げます。
- それでは、議事次第に従いまして進めてまいります。
- 本日の次第では報告となっておりますが景観計画の改定となっております。まず全体のスケジュールについて来年の春ごろとなっておりますがどのようなスケジュールで進むのかご説明ください。
- 事務局 (景観計画改定のスケジュールについて報告)
- 会長 今のご説明ですが、4月に諮問答申があるということですが、2月も経過報告ですか。
- 事務局 そうです。今回と同様のやり方で、今回様々な意見を頂戴すると思っておりますので、それを踏まえた形で再度修正案を作成し、報告するという形です。諮問は、5月を予定しております。
- 会長 報告したのに対して皆さんから意見を貰って、それはどういう形になるのですか。要するに、それは審議ではないのですか。逆に言うと、5月に審議会で審議をして1回でこの審議事項は決定しないとイケないのですか。
- 事務局 5月に諮問答申という予定ですが、1回で諮問答申をするのは、ボリュームが大きく非常に大変だと思います。先ほど説明した通り、今回と次回2月の2回に分けて経過報告し、わからない部分については事務局のほうで質問に回答し、意見がありましたら頂戴し、それを踏まえて進めていくということでございます。

- 会長 当然そうだと思いますが、ではなぜここが報告で審議にならないのか、私にはまったく理解できません。諮問が下りてからということですが、諮問をしたらいいだけの話です。
- 事務局 景観計画案について、まだ作業中であり、正式にご提示できる段階では本来ない段階です。あくまでも、作業中の状況報告ということで中間報告をさせていただいており、最終的に出来上がったものについて、市の内部でオーソライズしたものを提示し、諮問することになります。今の段階では、市として正式に諮問するという段階まで出来上がっていませんので、諮問から答申までスムーズにいくように、今の状況を報告しているということでございます。
- 会長 富山市景観まちづくり条例の中で、景観計画の策定というのは非常に大きな項目として規定されておりますし、市の責務や市の先導的役割の項を見ても、景観に関わる重要な案件を検討するときには市民の意見を聞くこととなっております。市民の意見を聞くことというのは、正式な形で聞くというのが審議会の役割だと思いますが、それが正式には1回だけというのが私には納得ができないのですがいかがでしょうか。
- 私ばかり発言しておりますが、委員の方々の意見はいかがでしょうか。私は景観計画の改定は非常に大事なことなので、皆さん今日もお忙しい中時間を割いていただいて、委員の方々は意見を言いますが、それは正式な意見ではなく、あくまで参考であって取り入れなくても全然構わないということです。しかし、審議事項になったら出された意見に対して答弁しないとイケません。そういう意味では、報告と審議では全然重みが違います。そういうプロセスを経てできたものが、市民の合意を得たものになるということで諮問に答えうる内容になると認識していますがいかがでしょうか。
- 事務局 今回の報告に対する意見や感想をいただくというのは、審議会というより委員の方個人の意見をいただけたらと思います。答申となると、審議会として取りまとめた意見を出していただく形になりますので、そこは議論していただいて取りまとめたものを市の方にいただけたらと思います。その前段の色々なお話をするというのは、報告の中でしていただけたらと思います。
- 会長 私と事務局だけの話では成立しないので、委員の方々からもぜひご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。
- 本日議事録署名の委員となっている、二人の委員にまず意見を伺いたいと思います。
- 委員 行政のプロセスについて詳しいわけではありませんが、事務局から聞いた流れでは、きちんと審議できる内容ができてから審議会で審議しその後答申する、という手続きかと理解しました。そうすると資料ができていない段階では、本来は審議の段階に進めない状況であり、本来のプロセスを踏まえようとする、5月に諮問し審議を開始することになるので答申はさらに後ということになるので、今よりもスケジュールが遅くなってしまうことになってしまいます。しかし、そうすると計画の開始も今よりも遅くなってしまうので、できるだけ早く計画を始めようとする、少し前倒しで意見交換をするという考えだと理解していますがどうですか。

- 事務局 その通りです。
- 委員 それでしたら、報告と審議と確かに位置づけは違うかもしれませんが、物事を早く進めるためには、途中段階で意見交換をしておくのは一定の意味があると私は理解をしたところです。
- 委員 一点伺います。令和4年4月に諮問と答申が同じ欄に記載があるのは同日にするということですか。
- 事務局 予定ではございますが、同日かどうかはまだわかりません。おっしゃるように何回か審議をした方がよいのであれば、同日ではなく1か月程度日を置くことも考えられます。
- 委員 同日ではないという可能性もあると議事録に書いていただけたら、私は結構でございます。
- 会長 委員の発言にありました通り、正式に審議をしようと思うと5月になって、そこから1回ではさすがに難しいでしょう。そこから何回か審議をして、それ以降の成立ということになると思いますが、やはり審議は正式にしないといけないと思います。事前に調整しているからそれで問題ないというのと、審議とは格が違うと思います。
- 事務局 今回の段階は諮問を受けて答申ではないので、審議会として一つの意見にまとめていただく必要はございません。ですから今は意見交換をしていただくことはできると思います。最終的に答申をいただくとなると、それは個人の意見をいただくというのではなく審議会として取りまとめていただいたものを市にいただくということになりますので、そこはやはりじっくりとご審議いただくということになります。
- 会長 会長として、この進め方はどうかということは議事録に残ると思いますので、私としては最低限それを残したいと思います。他の都道府県の委員会にも参加しておりますが、景観というのは非常に重要だということで毎回審議事項になっております。それぞれ委員から出た意見は、ちゃんとこのように考えたということとその合意をもって決定をしているということを委員の方々にお伝えしたいと思います。
- 委員 2月の審議会の経過報告について、この時点では完成されたものを提示していただいで議論する段階ですか。
- 事務局 2月の段階におきましても報告事項となる予定ですので、やはり途中経過となる予定です。最終案としてまとまるのは、4月にパブリックコメントを実施し、市民の方に広くご意見をいただきますので、そこに出すときには市としてオーソライズしたものになりますので、そのあと4月のパブリックコメント5月の都市計画審議会、景観まちづくり審議会、6月の市議会については、市の内部でオーソライズされたものになる予定です。

- 委員 ありがとうございます。先ほどご説明いただいた、審議会で統一の認識をもって答申していく必要があるということでしたので、それぞれ専門性が違う中で一度の会議でまとめ上げて答申までもっていくのが可能かどうか心配になってきてまして、お聞きしたいのは改正景観計画の公表を来年度秋ごろに公表となっていますが、このスケジュールは固定されたものなのか、後ろ倒しできるものなのか教えてください。
- 事務局 あくまでも予定でございますので、固定されたものではございません。
- 委員 わかりました。そうすると、議論の内容によっては後ろ倒しの可能性もあるということですか。
- 事務局 おっしゃる通りです。景観まちづくり審議会だけでなく、都市計画審議会、市議会などにも図りますので、当然それらの審議の内容によってはこれが後ろに行くこともあると思っております。
- 委員 わかりました。ありがとうございます。
- 会長 WEB ページなどを見ましても、景観まちづくり審議会で審議する事項の冒頭に、景観計画の策定というものが掲げられております。今回、景観基本計画と景観計画を合わせて一つのものにするという、かなり大幅な改定になります。私としては、本来は市の方から「2つのものを一本化してしっかりと良い景観計画を作りたい、それに対してしっかりと答申をしてください」と諮問されて、一本化することの可否についても議論をするべきだと思います。根本の議論をしたのちに、内容について細かく議論していくのが本来のプロセスだと思います。以上会長としての意見となります。
- 事務局 (景観計画改定の内容について報告)
- 会長 それではご質問等ございましたらお願いいたします。
- 委員 資料2の39ページの、景観まちづくり推進区域ですが、指定されることで地元でデメリットはありますか。何を聞きたいかという、なぜ推進区域が3か所だけなのか聞きたいです。景観形成基本計画と景観計画を一本化するということは、これからの富山市の景観をどうしていこうか生み育てるという姿勢を示していく、大きな上位計画となると思いますが、よその人がHPで富山市の景観計画を見た際に見るところが3か所しかないのかという印象を受けます。推進区域に入ることデメリットがあるということがあれば、教えていただきたいです。私の趣旨は、どんなにやせ我慢してもここをもっとすべてを埋めて、数をもっと増やして、これから富山市としてここを生み育てていくという姿勢を示すべきではないかというのが質問の趣旨です。
- 事務局 ありがとうございます。おっしゃる通り、景観まちづくり推進区域に指定することで、対外的にPRするという意味は大変大きいと思っております。一方でそこを守っていただかないといけないので、個々の自分の家であっても簡単に直すことができなくなるなど、個々

の方であればデメリットと感じる部分もあると思います。市としては、推進していかないといけないので地元に入り、地元の方々にしっかりご説明したうえで進めていかないと実効性がないものだと思っております。3 か所が少ないというご意見もあると思いますので、今後の景観施策を進めていくうえで、もし増やせるところが出てればどんどん増やしていければと思いますが、まずは地域の方々のご理解を得るための啓発をしっかりとやっていきたいと思っております。

委員 つまりは、地元で打診はしているものの、受け入れていただけないところがないということですか。

事務局 具体的な場所は言えませんが、市として良いと思える場所はあると思いますが、地域によっては、市の力を借りなくても自分たちでやる、自由に良いものを作りたいという方もいらっしゃいますし、先ほど言ったように景観に関係なく好きにしたいという方もいらっしゃいます。打診したところはいくつかあります。

委員 行動力があるというのは理解しました。しかし、できるだけ埋めるような方向にもっていければいいと思いました。

委員 今日いただいた資料の中で、検討中という欄がいくつかありましたが、次回の2月の段階では、埋まった状態の資料となるのですか。

事務局 はい。次回の2月の審議会の段階では、なるべく埋まった状態でご提示したいと思っております。

委員 全体についてですが、資料が詳細にわたっており、私自身読み込む時間ができないままお話を聞いていたのですが、細かい施策や、仕組みの中で、景観の目標とされる大きなテーマがイメージとして大きく伝わると、細かな施策や、向かっていく方向性がある程度明確に伝わって、いろいろな仕組みがつながっていくのではないかと思います。お話を伺った中で、景観まちづくり条例の前段の文章や、資料2の 68 ページの景観まちづくりの考え方に掲げられているようなことが全体のテーマとして掲げられていると思いますが、その認識でよろしいですか。

事務局 いずれにしても、景観計画は多くの市民の方に見ていただいて、自分たちも景観施策に取り組もうと思っただけのためのもので、わかりやすさが大事だと思っております。次回までどこまで埋まっているかははっきりとわかりませんが、4月にパブリックコメントを行うまでには、完成のものを出す予定です。先ほど委員の発言の中で、委員の方々はいろいろな分野の専門の方がいらっしゃるの、諮問から答申までいろいろなご意見が出て、答申としてまとめるのが大変だと思います。少しでも手助けになればと思いますので、今の段階から途中段階からブランクになるところはありますが情報提供をすることで諮問から答申までスムーズに進めることができるようにという思いから市として情報提供させていただいております。2月には最終案に近づけたもので提示できればと思っております。

- 委員 ありがとうございます。
- 会長 お二方は重要なご意見をされたと思いますが、市としてどのような景観を皆さんとともに作っていくのか、どういう部分に力を入れて市の代表的な景観地区としていくのか、このあたりの部分をぜひ市民の方々と議論していくべきだと思いますし、その意見がフィードバックして始めて、いい景観計画になっていくと思います。
- 委員 今の委員のご意見に関することですが、前回夏に素案をいただいたときに、景観計画のコンセプト、その独自性を示したほうがよいと意見しました。それに該当するのが資料2の28ページの3つの基本目標だと思いますが、それを統合する一つの概念を示して一言で市民の方に伝えることで、この景観計画が何を目指しているのかということをはっきりと伝えることができるのではないかと思います。そのような、コンセプトを示すということがまず重要だと思っています。今の3つの目標については、以前の景観計画を引き継いだものだとご説明いただきましたが、方向性を変えるというのは適切ではないと思いますが、メッセージ性を強めるという意味で何か示す必要があると思います。そこに加える一つの視点として昨今の景観を見ていくと、市民の方がどのように景観をつくっていくかの視点が非常に重要だと考えます。8章の中で、自分たちが作っていくということを伝えられたらいいと思いました。
- スケジュールの中で、2月の時点ですべて埋まっていない可能性があるということですが、パブリックコメントに出す前の改定案というのは、例えば市民の方から見たときに審議会での承認を得たものととらえられないのか気になりました。プロセスについては詳しくないですが、もし審議会ですぐで行くと決められたものが提示されるという意識を持たれるのであれば、2月までにしっかりと詰めていくプロセスが必要なのではないかと思います。そのあたりを教えていただけたらと思います。
- 事務局 景観計画策定の定めるプロセスにつきましては、最終的には市が最終案を作り、いろいろご意見をいただいて、市がこれで行くと決めて、秋ごろに定めるということになっております。その間に、パブリックコメントで多くの市民の方々、それと都市計画審議会の方々、それと景観まちづくり審議会の方々、そして市議会の方々のご意見をいただき、それを踏まえて、最終案を変更の有無を市が判断し確定することになります。景観まちづくり審議会は、ご意見をいただく場ということですので、パブリックコメントの段階で、景観まちづくり審議会が決定したということにはならないです。
- 委員 ぜひ2月の時点で、ある程度我々も内容を把握出来たらよいと思いました。
- 会長 市民の方は、審議会で審議されたものが、パブリックコメントで上がってくるのではないかと思います。説明の中でもオーソライズという言葉が出てきましたが、誰をオーソライズするのですか。最終的には市が決定されるわけですが、プロセスの中で市だけでは難しいことを踏まえて審議会を立ち上げて、皆さんの意見をフィードバックしてオーソライズしようということではないのですか。そのあたりをしっかりとご理解いただきたいと思います。

- 委員 今のスケジュールの件も気になりましたが、景観計画の最終形をやはり見たいと思いました。気になるところは多数あるのですが、最初に資料2の12ページの眺望景観の写真を見ると、使用されている写真4点全部曇天でした。どのようにこの資料をチェックされているのか、少なからず多数の写真はあるのに、そうなるとそのあとの資料を見る気力がなくなります。パブリックコメントでお叱りを受けそうなところはちゃんと見ていただきたいと思います。細かな点は省略します。気になるところは多数あります。
- 会長 計画を見たときに、市民の方々も富山はやはり素晴らしいという気にさせるような写真を盛り込んでいただくのが基本だと思います。
他いかがでしょうか。
- 委員 これまで2つの計画を1つに統合されてより分かりやすくしていただいたと思っていますが、景観というのが幅広い内容に渡りますので、全体の体系を示すことが重要だと思います。この景観計画の案に入っていないませんが、景観にとっては重要な役割を示しているものもあると思います。例えば無電柱化や、高さ規制について、本来は景観に非常に重要であると思います。実際、無電柱化に関することや高さ規制に関することは、市で別途定めておられると思いますが、そうした全体の体系が最初に示されていると、景観計画の部分や他の景観に関連する計画の部分について、わかりやすくなると思いました。あと、高さ規制について、市の中心部は高さ規制を設けておりませんがその理由について教えてください。
- 事務局 都市計画では、高度地区と高度利用地区があります。中心部は、再開発をするために高度地区ではなく高度利用地区にして、できるだけ高度利用しようということになっています。経済活動や、土地利用のことを考えると中心部については高度利用を図っていこうと考えています。それ以外の、住宅地や沿線の商業地等については高度地区で高さを、一定程度制限をしているところでございます。
- 委員 それにしても、無制限であるのは気になります。経済活動を阻害しないというのは、ものすごく重要ではありますが、立山連峰の眺望は、富山市において重要であり、眺望を阻害するようなものをあらかじめ一定のルールで規制しておく必要が重要であると考えます。計画が今あるなしにかかわらず、出てきてからでは手続きは難しいので、出てくる前に対処しておくことが必要だと考えます。また、今ある高さ規制の決め方について、その根拠についても疑問があり、整理する必要があると思っています。
- 会長 非常に重要なポイントだと思いますが、高さ規制は10年位前に検討したのではないですか。
- 事務局 そうです。それを踏まえて都市計画で高度地区をかけて、中心部以外で高さ規制をかけております。
- 会長 富山にとって立山連峰は、命のようなものなので、それを阻害されないようにあらかじめ

一定のルールというのは早めに検討しておくことが重要事項だと思います。

一つ目の全体像ということで資料2の7ページに記載がありますが、今一つ不明な状態だと思いますので、このあたりを充実させていただきたいと思います。また、欄外でも結構ですので、景観基本計画と景観計画を一本化したということを記載したら助かると思います。

委員 景観計画案を拝見し、3章の景観まちづくりの基本方針の中で、心象的景観というところまでに踏み込んでおりますが、これは景観という問題においてはすごく重要ですが、どのように景観まちづくりにつなげていくのかというところは、決してやさしくないと思います。また、他の自治体ではここまで踏み込んでいないと思いますが、到達目標やビジョン、これを加えた趣旨についてご説明していただきたいと思います。

事務局 富山市は、これまでコンパクトなまちづくりをやってきて、南北接続などの中心部の再開発等で、ハード的なものは一定程度準備できたと思っています。市民の方々に、コンパクトなまちづくりの成果を感じてもらいたいと思っています。景観についても、大規模なものだけが景観ではなく、個々の市民レベルのいろいろなものも景観に関連するというところで、市民の方々も景観施策に参加できるようなことができないかと考えております。そういった中で心象的というチャレンジングな部分もありますが、市民の方にとってどういったことが心に響く景観なのか、例えば地域のお祭りごとや、いろいろな公園の花を植えたりするというような身近なところで、身近に親しめるような景観づくりについてもしっかりと取り組んでいきたいということで心象的景観を入れたところでございます。

委員 この心象的景観の部分が、次の資料でどのように具体的に示されるのか楽しみにしています。

委員 資料2の67ページ69ページについて、特に67ページもこれからの富山で大事だと思いますので、次の資料をすごく期待していますので調整していただきたいと思います。また、69ページの進め方と体制については、市民にとって見やすくわかりやすく、市民の期待値の上となるような流れにもって行っていただきたいと期待しています。

委員 資料2の 29 ページですが、方針の中での、一番目の色彩に対する記載について、色彩の誘導と明記してありますが、誘導というのは例えば交通標識やサインとかそういう意味合いの誘導ですか。

事務局 こちらのほうですが、現状設定している景観形成基準の中の色彩値のことを示しております。大手モール景観まちづくり推進区域は、一般の地区とは違う色彩指定を設けておりますので、そういった形の現状実施している色彩の誘導ということです。

委員 私の見解ですが、雄大な立山連峰や眺望景観を守り育てるために、色彩というのはそれを誘導するのではなく、色彩が素晴らしい景観をサポートする、調和的に持っていくという表現のほうがよいと思いました。
また、冒頭に会長や委員の皆さんがおっしゃったことになりましたが、スケジュールの資料

1の9ページの表ですが、私が思う景観まちづくり審議会というのは、事務局のつくられた結果報告を受ける場ではないと思います。個々の専門分野の方々が専門分野を活用しながら、この場で審議をしていくことが大事だと私は理解しております。それを見据えておられると思いますが、経過報告というのが、記載されなくてもよいのかなと思いました。委員がおっしゃったパブリックコメントというのは、あくまでも審議会で審議した事項が最終的な景観計画になってまちづくり審議会の中で了承を得たものをもって市が施行されるものになると思うので、それに対して市民にお伺いする流れになった方がよいのではないかと思います。

事務局 景観まちづくり審議会自体が、景観計画を作る場ではなく、市の案に対してご意見をいただく、諮問に対して答申をいただくという場となります。このため、パブリックコメントで市民の方のおっしゃる意見も、都市計画審議会でいただく意見も、景観まちづくり審議会でいただく意見も、すべて同じで、それを踏まえて市はどう考えて最終的な景観計画を確定させるかということになります。景観まちづくり審議会で景観計画を作っていたかどうかということではないということをご理解いただけたらと思います。

委員 勿論自分が作っているとも思っておりませんが、審議会に参加をしていただくことは、私は大事かなと思います。言葉一つも大事かなと思っています。

事務局 ありがとうございます。最終的には、審議会として意見を取りまとめていただくということになります。いろいろな分野の委員の方が集まっていますので、委員の方々から出た意見を一つにまとめ上げるのは大変な作業だと思います。市としては、確定したものではないですが、今の段階から情報提供していくことで、諮問してから答申まで、取りまとめていただくようなことをうまくいけばいいということで、事前に少しずつ情報提供しているところです。

委員 新設された太陽光パネルですが、直接見えない部分に植栽をするように記載がありますが、これは別途規則や要綱で素材などを定められるという理解でよいですか。

事務局 富山市においても、太陽光パネルは大規模なものは出てきていますが、今の状況としては資料の通りです。全国状況をみれば、これからどんどん増えていくことも考えられますので、まずは大まかな方針を作るところから始めていきたいと思っています。全国的にもいくつかの所ではすでに問題になっているところがありますので、事例を見ながら実効性のあるものが必要になればそういったことも定めていく必要があるかもしれません。今の段階では、計画の中に細かいところまでは盛り込めないのではないかと考えております。

委員 状況は理解していますが、計画として書かれるというのであればそれに基づいて市の許認可があります。富山市の内規で決められるのならば、事業者の事業計画がとん挫する可能性があります。何百メートルのパネルを隠す壁を見せられるのと、太陽光のパネルを見ているのとどちらがよいか、事業者に金をかけさせたことで結果としてどうなるか、問題が起きればというよりも計画に書かれるのであれば規則や要綱を別途定める

ようなことを検討された方がよいのではないかと思います。

委員

資料の2の 35 ページですが、道路の沿道景観の所に方針の「1 緑豊かな富山市を印象付ける道路景観づくり」というところについてですが、前市長が数年前からまちなか地区で進めていただいたハンギングバスケットによって、まちなか地区が特にきれいになったという評価を、市民の皆様からも観光客からもいただいております。この部分は例えば「花と緑に彩られた」というような、もう少し「花」というキーワードを入れて彩りを感じられるような表現にしていただけたらいいと思います。

資料2の 58 ページですが、街路樹を設置することで最近問題になっているのは、街路樹の剪定についてです。このことによって、道路景観が著しく損なわれています。例えば架線に枝が接触するということで、専門業者ではない方が枝を切られてしまい、ケヤキの景観が悪くなったと沿線住民や市民の皆様から、全く関係のない造園協会のほうに苦情が行き、その弁解をするのに苦慮していると聞きました。まちなかを走ると、せっかくきれいになっているケヤキ通りが無残な姿になっているので、このあたりの所もぜひ配慮事項に加えていただくと非常にいいと思います。

また、中央分離帯の防草シート化について、特に新設道路は中央分離帯の緑化や街路樹はめったになくなりました。特に中央分離帯の防草シート張りは、殺風景の風景を見ながら走ることになるので非常に残念です。観光大国日本においては、配慮していただけたらありがたいと思います。

委員

公共事業の景観まちづくりという章が加わりましたが、今まで事前申請で、よく出ていたのは、一般の市民の方に対していろいろと注文を付けていましたが公共事業についてなかなかどうすればよいかというのがしばしば問題になっていたと思います。今回きちんとした基準を設けられて、市民の方にも出されるということは市も一つの意味表示になっていると思います、非常にいいことだと思いました。

委員

先ほどのプロセスの話で、最終的には富山市さんで策定されるという理解ですが、こういう審議会やパブリックコメントというようなものをプロセスに入れていくというのは、計画を市民の方あるいは我々にとって自分事としていくというような意図があるように思うので、審議会もしつこいぐらいにした方がいいのではないかと思います。例えば、次回2月にすべて決定していないことや、そのあと修正を加えられた新しいものが加えられたものがパブリックコメントに出ていくと、我々はその部分に対しては、別に責任を持つ立場ではないかもしれませんが、責任を持ってません。そうすると少し気持ちが離れていく部分もあるかもしれないので、我々を巻き込んでいくような進め方ができるといいと、個人的にはそうなっていくといいと思いました。例えば、2月までに検討されることはたくさんあると思いますが、そうした中で各専門の方が集まっていますので、審議会という場を設置するのは難しいと思いますが、随時意見を聞いていくなど参加のプロセスがもう少しあればいいと思いました。

会長

私がまとめて発言しようかと思ったことを代わりにおっしゃっていただいた印象がありますが、この審議会の根拠となっている条例は景観まちづくり条例ということで、ただの景観条例ではありません。要するに、景観まちづくりということで、その中で市民参加型、

市民協働で潤いのある、心に響くような景観を作っていくための施策を皆さんと一緒に議論していく場だと思います。例えば、市の方が心象景観をどのように作ってほしいのか、今までないことで難しいと思うので、それこそ市民の方々の意見を伺い、それをフィードバックしていく、それが、委員が言うように自分たちも加わったという意識が芽生えて、そこで景観まちづくり条例をみんなで守っていこうという機運になると思います。市が景観計画を決定するという解釈は理解しておりますが、市がやるから審議会委員は報告に対して感想を述べるだけで良いというのは、尊大な考えだと思います。市がそういう風に進めていくのは仕方ないですが、我々の心象としては気持ちが離れていくと思います。他の自治体で同じようなことをしていますが、今年だけで3回か4回審議会を開いています。誰も文句を言いません。それこそ自分たちの意見がフィードバックされるからやりがいをもってその委員会に出ておられるからです。そういう動きを作ることが、本当の意味で市政となるのと思いますので、その部分もしっかりと発言しておきます。また議事録について、発言された方に確認を取ってください。議事録署名人だけでなく、発言された方は自分が発言された内容がどのように記載されているか気になると思うので、確認をいただきたいです。そして議事録はどうやったら市民の方は見ることができますか。

事務局 市政情報コーナーでいつでも見ることができます。

会長 なぜ WEB ページで公開されないのですか。

事務局 検討します。

会長 他の行政を見ても委員会の議事録は PDF になって簡単に見ることができます。資料を簡単に見ることができるので透明性があり市民は意見を言うことができます。そういったことを前向きにご検討ください。
それでは以上で事務局に返させていただきます。

事務局 会長、委員の皆様ありがとうございました。以上をもちまして、第15回富山市景観まちづくり審議会を閉会させていただきます。